

第1章 総論

1-1 見直しの趣旨

本県では、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽など生活排水処理施設¹の効率かつ適正な整備を進めることを目的として平成10年度に「埼玉県生活排水処理総合基本構想」(以下「構想」という。)を策定し、市町村と県が協力して生活排水処理施設の整備を進めてきた。

この結果、生活排水処理率²は向上し、これに伴い県内河川のBOD(生物化学的酸素要求量、川の汚濁の代表的指標)環境基準達成率も平成10年度の60%から平成14年度の75%へと大きく改善されている。

しかしながら、近年の社会・経済情勢の変化が顕著であること、更には、国(環境省・農林水産省・国土交通省)においても、生活排水処理施設整備の効率かつ経済的な整備を図ることが重要であると示されたことなど、現在の構想が実情にそぐわなくなってきたことから、構想を見直す必要が生じた。

そこで、県は市町村と協力しながら、生活排水処理施設の各々の特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率かつ適正な整備手法を選定するなど、平成14年度から平成15年度の2か年にわたり構想の見直しを行い、名称も「埼玉県生活排水処理施設整備構想」(以下、「新構想」という。)と改めた。

なお、この新構想は平成14年度に施行された埼玉県生活環境保全条例³第16条に基づくものである。

1 生活排水処理施設...

個々の家屋から発生・排出される汚水(生活排水+し尿)を処理する施設

【集合処理：下水道施設、農業集落排水処理施設、コミュニティプラント処理施設】

【個別処理：合併処理浄化槽】

2 生活排水処理率...

生活排水処理施設で処理を行っている人口の割合

$$\text{生活排水処理率}(\%) = \frac{(\text{集合処理人口} + \text{個別処理人口})}{\text{行政人口}} \times 100$$

3 生活環境保全条例...

環境への負荷の低減を図るための措置及び公害の発生源についての規制を定めることにより、現在及び将来の県民の健康の保護及び安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的として、埼玉県公害防止条例を23年ぶりに全面改訂したものである。平成14年4月1日より施行されている。

(第16条)

知事は、市町村と連携して、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するために必要な生活排水の処理施設の整備に関する広域的な計画を定め、その整備の促進に努めるものとする。

埼玉県生活排水処理施設整備構想

1-2 新構想の性格

新構想は、市町村が策定した「生活排水処理基本計画」等をもとに取りまとめたものであり、県全体の生活排水処理施設整備の方向性を示すものとし、平成 15 年 3 月に策定した「ふるさとの川再生基本プラン」に示された将来の水環境像の目標を達成するための施策として位置づけられる。

したがって、生活環境の向上と水環境の保全を図るために、県と市町村が連携・協力して、広域的な観点から効率的・経済的に生活排水処理施設の整備を進める上での指針となるものである。

なお、今回策定した新構想は、今後の人口や社会経済の動向、公共用水域の水質の改善状況ならびに事業の進捗状況の変化などにより、さらに見直しを行う必要がある。

1-3 目標年度等

新構想は、平成 14 年度を基準年度とし、目標年度は当初策定時と同じであり、また、県全体の生活排水処理率がおおむね 9 割となることが見込まれる平成 22 年度とした。